

私立大学等經常費補助金
配分基準別記7（特別補助）

平成25年2月

日本私立学校振興・共済事業団

目 次
私立大学等経常費補助金配分基準別記7（特別補助）

I 成長分野の推進と成長力強化に貢献する人材育成	1
1 成長分野の推進と成長力強化に貢献する人材育成	1
(1) 成長分野で雇用に結びつく人材の育成	1
(2) 医学部入学定員の増員	2
(3) 就職支援・就業力育成の充実に向けた取組み	2
(4) 被災地の復興支援に向けた取組み	3
(5) 国の解散命令により存続ができなくなる見込みの大学からの学生の受入れ	3
II 社会人の組織的な受入れへの支援	4
1 正規学生としての受入れへの支援	4
2 多様な形態による受入れに対する支援	4
(1) 科目等履修生	4
(2) 専攻科、別科	4
(3) 履修証明プログラム	4
※ 学生等数に占める社会人学生等数の割合による増額	5
3 社会人の受入れ環境整備への支援	6
III 大学等の国際交流の基盤整備への支援	7
1 大学等の国際交流の基盤整備への支援	7
(1) 海外からの学生の受入れ	7
(2) 海外からの教員の招へい	7
(3) 学生の海外派遣	7
(4) 教員の海外派遣	8
(5) 大学等の教育研究環境の国際化に向けた取組み	8
① 大学等の教育研究環境の国際化に向けた取組み	8
② 留学生に対する授業料減免	9
(6) 学生の視野を広げ、国際感覚を養う教育改革の取組み	10
IV 大学院等の機能の高度化への支援	11
1 大学院における研究の充実	11
2 研究施設運営支援	12
3 大型設備等運営支援	13
4 学内施設・設備の共同利用	14
5 戦略的研究基盤形成支援	15
6 大学間連携等による共同研究	16
7 専門職大学院等支援	17
8 法科大学院支援	18
9 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実	19
(1) 教育組織の高度化（専攻科）支援	19
(2) 研究支援	19
V 未来経営戦略推進経費	20
1 未来経営戦略推進経費	20
※ 未来経営戦略推進経費（継続分）	20
※ 定員割れ改善促進特別支援経費（継続分）	21
2 経営基盤強化に貢献する先進的な取組み	21

VI 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	22
1 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	22
(1) 授業料減免事業等支援経費	22
(2) 学生の経済的支援体制等の充実	22
(3) 卓越した学生に対する授業料減免等事業	23
2 私立大学奨学事業支援経費	24
VII 東日本大震災に係る支援	25
1 授業料減免事業等支援経費（震災分）	25
2 被災私立大学等復興特別補助	25

別記 7

配分基準Ⅳの 5 の金額の増額措置（私立大学等経常費補助金特別補助）

配分基準Ⅴの 6 の規定に基づき、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、当該年度 5 月 1 日現在で、当該大学等の基本的使命・役割と保有する機能及びその比重（特に重点を置く機能）等を明示している大学等に対し、配分基準Ⅴの 1、2、4 及び 5 で算出した配分基準Ⅳの 5 の金額について、次に定めるところにより増額するものとする。

I 成長分野の推進と成長力強化に貢献する人材育成

1 成長分野の推進と成長力強化に貢献する人材育成

（1）成長分野で雇用に関係する人材の育成

〔対 象〕

当該年度 5 月 1 日現在で、「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）に掲げられた今後の経済成長を支える重要分野（グリーン、ライフ、情報通信、農林漁業、観光、子ども・子育て支援、地域再生等。「成長分野」という。）における雇用に関係する人材育成を行っている大学等で、次の①又は②に該当する学部等（短期大学及び高等専門学校においては学科）、研究科又は専攻科（独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定を受けたものに限る。）を設置する大学等（いずれも通信教育課程は除く。）。

① 企業等から人材活用・実習施設の提供等への協力を得られる旨の意思表示を組織的に受けており、かつ当該大学等が養成する人材の雇用を促進するための取組み（実習等）を実施していること。

② 次のア及びイに該当するインターンシップ（資格取得のための実習を含む。）を実施していること。

ア 正規の教育課程の授業科目（資格取得を目的とする授業科目も含む。必修科目・自由科目の別は問わない。）として実施し単位認定されるもので、授業の一環として学生を企業等へ派遣し、就業体験のため現場実習を行わせるもの。ただし、資格取得を目的とする場合は、当該学部等の主たる目的に基づく現場実習を行う授業科目であること。

イ インターンシップ先の企業等から学校法人に対してインターンシップに関連した金銭の支払いがないもの（企業等から学生に対してのみ報酬が支払われる場合は対象とする。）。

〔算定方法〕

当該学部等、研究科及び専攻科ごとの収容定員（当該年度 5 月 1 日現在の在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に学生 1 人当たり 2 千円を乗じて得た額と、当該学部等、研究科及び専攻科における表 1 に掲げる各区分の取組みの当該年度 9 月 30 日現在での実施件数に 1 件当たり 300 千円を乗じて得た額の合計額を増額する。

表 1

区 分		取 組 み
1	他の教育機関等との連携による教育の多様化・深化	他の教育機関等（大学（短期大学を含む。）間及び高等専門学校間を除く。）と協定や覚書等を締結し、次のアからエのいずれかを実施している。
		ア 相互に授業を行うなどの教員の交流及び学生が他の教育機関で授業等を受けられる機会の提供により、当該大学等の教育の多様化・深化を図っている。
		イ 他の教育機関の教員と協同で教育プログラムや教材の開発等を行い、当該大学等においてその成果に基づく授業科目を実施している。
		ウ 地域の職業教育・社会人教育について、産業界や商工会議所等との連携の下でそのニーズを調査・分析・把握し、教育内容の改善・充実を図っている。
		エ 地域の産業界や商工会議所等から実務家教員を迎え、単発の講義ではなく、半年又は一年を通じた体系的な授業科目を実施している。
2	地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワーク等	地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワークなど、学生が主体的に地域と関わる正課の授業を必修科目として 8 単位以上実施している。
3	産業界との連携による技術等の実用化・事業化	産業界と協定や覚書等を締結し、当該協力関係の下、大学等で生み出した様々な知的財産・技術の実用化、事業化を目指した取組みを実施している。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても 1 件とする。

(2) 医学部入学定員の増員

〔対 象〕

当該年度に医学部医学科の入学定員増を実施している大学。

〔算定方法〕

当該年度の医学部医学科の入学定員増員数に基づき、表2により増額する。

表2

入 学 定 員 増 員 数	増 額
1 人	4,250 千円
3	6,000
4	6,500
5	7,000
10	10,750

(3) 就職支援・就業力育成の充実に向けた取組み

〔対 象〕

就職支援・就業力育成の充実のため、教育課程内外のキャリア形成・就職支援の取組みや特色ある就職支援の取組みを組織的に実施し、次の①又は②に該当する大学等（通信教育課程のみを設置する大学等は除く。）。

① 当該年度5月1日現在で、キャリアカウンセラー等の有資格者（以下「支援員」という。）を配置していること。ただし、専任教員又は専任職員を配置したキャリアセンター等を設置するなど、全学的な体制を構築し、1年次から卒業年次までの一貫したキャリア形成・就職支援を実施していること。

② 当該年度の4月1日から3月31日までの間に、表3に掲げる取組みをいずれか2件以上実施していること。

〔算定方法〕

配置している支援員の人数に1人当たり500千円を乗じて得た額と、表3に掲げる各区分の取組みの実施件数に1件当たり300千円を乗じて得た額の合計額を増額する。

表3

区 分	取 組 み
1 既卒者・就職留年者への支援	既卒者又は就職留年者に対し、組織的な就職支援を実施している。
2 就職内定後の支援	就職内定を得た学生に対し、マナー講習、メンタルヘルス、早期離職防止に関する研修、労働者の権利義務や租税・社会保障制度に関する啓発など、円滑に社会人生活に移行できるような支援を実施している。
3 遠方で行われる就職活動の支援	就職説明会等へのバス運行や教職員等が引率して行う企業等の見学会など、遠方で行われる就職活動の支援を実施している。
4 学生の卒業後の就職状況等のデータベース化	既卒者の就職先やその後の状況等を追跡調査し、定着率や満足度を把握しデータの蓄積・分析等を行うなど、卒業後の状況等をデータベース化し、就職支援に活用している。
5 キャリアカウンセラー等養成支援	就職支援体制を強化するために、学内の教職員がキャリアカウンセラー等の資格を取得する際の経費の負担や勤務上の配慮を実施している。

〔注〕各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

(4) 被災地の復興支援に向けた取組み

[対 象]

東日本大震災（原子力発電所の事故による災害を含む。以下同じ。）の発生に伴い、当該年度4月1日から3月31日までの間に、表4に掲げる支援活動のいずれかを実施し、被災地の復興と成長・発展に貢献している大学等。

[算定方法]

表4に掲げる各区分の取組みの実施件数に1件当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

表4

区 分		取 組 み
1	専門家の派遣	大学等が建築士、弁護士、医師、看護師、カウンセラー、理学療法士、放射線測定等の専門家を被災地へ派遣している。
2	ボランティアの派遣	大学等が教育研究の一環として、学生や教職員をボランティアとして被災地へ派遣している。
3	通信教育等を利用した教育支援	eラーニングコンテンツの作成・提供、ネットワーク等を介した通信教育等を利用して、被災地の学生、生徒、児童又は幼児や住民等に対する教育支援を組織的に実施している。
4	復興支援のための共同研究	被災地の復興に貢献するため、被災地や被災大学、被災地の企業等と協定や覚書等を締結し、共同研究を実施している。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

(5) 国の解散命令により存続ができなくなる見込みの大学からの学生の受入れ

[対 象]

国の解散命令により存続ができなくなる見込みの大学から当該年度の10月25日以降に学生を受け入れ、適切な教育的配慮を行っている大学等。

[算定方法]

当該年度の1月1日現在で、在籍する当該受入学生数に学生1人当たり100千円を乗じて得た額を増額する。

II 社会人の組織的な受入れへの支援

[共通要件]

社会人の受入れを推進するため、社会人の就学を促進する取組みを実施し、次の①及び②に該当する大学等。

- ① 当該大学等に正規課程の学生、科目等履修生、専攻科生又は別科生のいずれかの身分で在籍している社会人学生（当該年度4月1日現在で25歳以上の者（昭和62年4月1日以前に生まれた者）で、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国人留学生は除く。）、及び当該大学等が開講する履修証明プログラムを受講し、当該年度に履修証明書が交付される社会人受講者（当該年度4月1日現在で25歳以上の者（昭和62年4月1日以前に生まれた者））の合計人数が、大学は10人以上、短期大学及び高等専門学校は5人以上であること。
- ② 次のアからクに掲げる取組みを当該年度9月30日現在で3件以上実施していること。
 - ア 社会人に対する特別な入学選抜制度の実施
 - イ 社会人向け履修コース等の設定
 - ウ 社会人に関する学修ニーズを学外から聴取する仕組みの構築
 - エ 施設・設備等の柔軟な利用制度の実施
 - オ 教育訓練講座の開講
 - カ 大学等で学んだ社会人の再雇用支援
 - キ 地方公共団体との連携による生涯学習や社会人教育の実施
 - ク 社会人学生に対する育児支援の実施

1 正規学生としての受入れへの支援

[対象]

共通要件に該当し、当該年度5月1日現在で社会人学生を正規課程（大学は学部及び研究科、短期大学及び高等専門学校は学科）に受け入れている大学等。

[算定方法]

- ① 当該学部等の社会人学生数に学生1人当たり100千円を乗じた額（A）を算出する。
ただし、短期大学の学科のうち、一般財団法人短期大学基準協会より地域総合科学科として適格認定されている学科については、学生1人当たり150千円とする。
- ② 当該通信教育学部等の社会人学生数に学生1人当たり10千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額を増額する。ただし、50,000千円を限度とする。

2 多様な形態による受入れに対する支援

（1）科目等履修生

[対象]

共通要件に該当し、当該年度の4月1日から3月31日までの間に科目等履修生制度（大学設置基準第31条、大学院設置基準第15条及び短期大学設置基準第17条）に基づき、社会人学生を受け入れている大学等。

（2）専攻科、別科

[対象]

共通要件に該当し、当該年度5月1日現在で専攻科（独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定を受けていない専攻科を含む。）又は別科（留学生別科は除く。）において、社会人学生を受け入れている大学等。

（3）履修証明プログラム

[対象]

共通要件に該当し、当該年度の4月1日から3月31日までの間に学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条による履修証明プログラムを開講し、社会人受講者に対して修了時に履修証明書を交付している大学等。

《（1）から（3）に係る算定方法》

- ① 科目等履修生については、当該大学等の学部等、研究科及び専攻科の社会人学生数に学生1人当たり50千円（通信教育課程の場合は、学生1人当たり10千円）を乗じた額（A）を算出する。
ただし、10,000千円を上限とする。
- ② 専攻科、別科については、当該大学等の専攻科、別科の社会人学生数に学生1人当たり50千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ 履修証明プログラムについては、当該大学等が履修証明書を交付した社会人受講者数に交付人数1人当たり200千円を乗じた額（C）を算出する。
- ④ （A）、（B）及び（C）の合計額を増額する。

※ 学生等数に占める社会人学生等数の割合による増額

[対象]

共通要件に該当し、当該年度の在籍学生等数に対し、一定割合以上の社会人学生等を受け入れている大学等。

[算定方法]

表5に掲げる当該大学等の在籍学生等数に占める社会人学生等数の割合を基に算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表6により額を増額する。

表5

区 分		点 数		
1	正規学生数（通学課程）に 占める社会人学生数の割合 （当該年度5月1日現在） （7点満点）	以上	未満	点
		5% ～ 10%		3
		10% ～ 15%		4
		15% ～ 20%		5
		20% ～ 25%		6
		25% ～		7
2	正規学生数（通信教育課程）に 占める社会人学生数の割合 （当該年度5月1日現在） （3点満点）	以上	未満	点
		70% ～ 80%		1
		80% ～ 90%		2
		90% ～		3
3	科目等履修生数に 占める社会人学生数の割合 （当該年度4月1日から3月31日） （3点満点）	以上	未満	点
		70% ～ 80%		1
		80% ～ 90%		2
		90% ～		3
4	専攻科生及び別科生数に 占める社会人学生数の割合 （当該年度5月1日現在） （3点満点）	以上	未満	点
		30% ～ 50%		1
		50% ～ 70%		2
		70% ～		3
5	履修証明プログラム受講者数に 占める履修証明書交付を受けた 社会人受講者数の割合 （当該年度4月1日から3月31日） （3点満点）	以上	未満	点
		70% ～ 80%		1
		80% ～ 90%		2
		90% ～		3

（注）各区分において、該当がない場合は0点とする。

表6

点 数	増 額
0 ～ 3 点	0 千円
4 ～ 6	500
7 ～ 9	750
10 ～ 19	1,000

3 社会人の受入れ環境整備への支援

[対 象]

共通要件に該当し、当該年度9月30日現在で、表7に掲げる取組みを3件以上実施している大学等。

[算定方法]

表7に掲げる各区分の取組みの当該年度9月30日現在における実施件数に1件当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

表7

区 分		取 組 み
1	社会人に対する特別な入学者選抜制度の実施	入学試験において社会人を対象とした特別な入学者選抜制度を実施している。
2	社会人向け履修コース等の設定	社会人が就労しながら学修できるよう、夜間部（昼夜開講制を含む。）・第三部・通信教育課程の設置や長期履修制度等の多様な履修形態を整備している。
3	社会人に関する学修ニーズを学外から聴取する仕組みの構築	自治体・地元産業界等やOB・OG等の学外者から社会人の学修ニーズを聴取するため、協議会等を開催している。
4	施設・設備等の柔軟な利用制度の実施	当該大学等の施設・設備（図書館等）について、広く一般の利用が出来る制度を整備し、当該年度の4月1日から9月30日までの間の利用実績又は当該年度10月1日以降の利用予定がある。
5	教育訓練講座の開講	雇用保険法第60条の2（教育訓練給付金）の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を開講し、当該年度の4月1日から9月30日までの間で社会人を受け入れている。
6	大学等で学んだ社会人の再雇用支援	離職者（定年退職者や主婦など）を対象とした就職、起業等を目指す講座（教育訓練講座を除く。）等を開講している。又は、履修証明プログラムや公開講座等の受講者に対して、修了後に受講生による互助的組織・団体と連携を図るなどして、受講生の就職・起業への支援を継続して組織的に実施している。
7	地方公共団体との連携による生涯学習や社会人教育の実施	地方公共団体と協定や覚書等を締結し、社会貢献に向けた教育プログラムの策定や講師の派遣、受講者推薦等を通じ、生涯学習や社会人教育を実施している。
8	社会人学生に対する育児支援の実施	託児室の設置や保育サービス業者との提携等により、社会人学生（公開講座等の受講者を含む。）が育児をしながら学修できるための支援体制を整備している。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

Ⅲ 大学等の国際交流の基盤整備への支援

1 大学等の国際交流の基盤整備への支援

グローバル化に対応した教育研究環境を整備するため、学生や教員の海外からの受入れ、海外への派遣、大学の国際化に向けた取組みを組織的に実施している大学等を対象とする。

(1) 海外からの学生の受入れ

〔対象〕

次の①及び②に該当する大学等。

① 当該年度9月30日現在で、次のアからオに掲げる取組みのいずれかを実施している大学等。

- ア 留学生の受入れ体制の整備
- イ 留学生の修学支援
- ウ 留学生の就職支援
- エ 留学生向けの入学制度の整備
- オ 教育課程の編成

② 次のアに定める外国人留学生又はイに定める招致学生を受け入れている大学等。

ア 次の i 及び ii が確認できる外国人留学生

i 当該年度5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者(平成22年7月1日の改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴う経過措置により、「就学」の在留資格のまま在籍している者を含む。)、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、当該年度5月1日現在で当該資格の在留期間更新許可申請を行っている者

ii 当該年度5月1日現在で、大学等の正規課程(学部等及び研究科)又は留学生別科に在籍する者。

ただし、次の a 又は b に該当する者は除く。

a 当該年度5月1日現在で、休学中の者の休学期間が継続して1年以上となることが明らかな者

b 当該年度5月1日現在で、履修登録していない者の未登録期間が継続して1年以上となることが明らかな者

イ 外国の大学等との間で締結した協定に基づき、当該年度の4月1日から3月31日までの間に協定校から受け入れた招致学生。協定校の範囲は、我が国における大学、短期大学若しくは高等専門学校に相当する学校又はその付置研究所(当該大学等を設置する学校法人が海外に設置した学校等は除く。)とする。

〔算定方法〕

当該大学等の受入学生数に学生1人当たり30千円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる人数は1,000人を限度とする。

(2) 海外からの教員の招へい

〔対象〕

次の①及び②に該当する大学等。

① 海外からの教員の受入環境の整備のために、当該年度9月30日現在で、次のアからウに掲げる取組みのいずれかを実施している大学等。

- ア 招へい教員に対する日本での教育研究や生活全般に関する相談窓口の設置や相談員の配置
- イ 寄宿舎の整備(学校所有又は借上げ)
- ウ 当該大学等職員に対する語学研修(国内外は問わない。)又は海外研修派遣

② 当該年度の4月1日から3月31日までの間に、次のアからウのすべてに該当する教員による教育研究活動を実施している大学等。

ア 学長等名の招へい状に基づき、海外から2週間以上6か月以内の期間で招へいした教育・研究業績の優れた者

イ 招へい期間に学内教員との共同研究、学内での講義又は講演等の教育研究活動を実施する者

ウ 海外の大学等に所属している教員であり、日本人でない者

〔算定方法〕

当該大学等に招へいした教員等数に教員等1人当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

(3) 学生の海外派遣

〔対象〕

外国の大学等との間で締結した協定に基づき、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、日本人学生を協定校へ派遣している大学等で、派遣する学生に対して、派遣時に学生派遣事業の趣旨・目的・成果等に関するオリエンテーションを実施している大学等。協定校の範囲は、我が国における大学、短期大学若しくは高等専門学校に相当する学校又は研究所(当該大学等を設置する学校法人が海外に設置した学校等は除く。)とする。

〔算定方法〕

派遣した学生数に学生1人当たり30千円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる人数は1,000人を上限とする。

(4) 教員の海外派遣

[対 象]

当該年度の4月1日から3月31日までの間に、次のアからウのすべてに該当する日本人の専任教員等を研修先機関（海外の大学、研究所、その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術研究施設、民間企業の研究部門とする。）へ派遣している大学等で、派遣する教員に帰国時に報告書等の作成を義務付けている大学等。

ア 研修先機関からの招へい状に基づき、研修期間が2か月以上2年未満である者

イ 当該年度5月1日現在で当該大学等に在籍する一般補助算定の認定基準を満たす者

ウ 当該年度4月1日現在で55歳以下の者（昭和31年4月2日以降に生まれた者）

[算定方法]

派遣した教員等数に教員等1人当たり800千円を乗じて得た額を増額する。

(5) 大学等の教育研究環境の国際化に向けた取組み

① 大学等の教育研究環境の国際化に向けた取組み

[対 象]

大学等の教育研究環境の国際化のため、当該年度9月30日現在で、表8に掲げる取組みのいずれかを実施している大学等。

[算定方法]

表8に掲げる各区分の取組みの当該年度9月30日現在における実施件数に1件当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

表8

区 分		取 組 み
1	留学生の受入れ体制の整備	留学生の受入体制として、留学生の入学及び修学に係る相談窓口の設置や相談員の配置、寄宿舍（学校所有又は借上げ）の整備、職員の語学研修（国内外は問わない。）又は海外研修派遣のいずれかを実施している。
2	留学生の修学支援	留学生や派遣学生を対象とする大学等独自の奨学金制度（授業料等減免や貸与等を含む。）、留学生に対するチューター制度又は留学生を対象とした日本語教育の授業のいずれかを実施している。
3	留学生の就職支援	留学生の就職支援のため、留学生の就職に係る相談窓口の設置や相談員の配置、留学生受入れ企業の情報収集・提供等を組織的に実施している。
4	入学制度の整備	秋季入学制度や留学生に対する特別の入学試験制度を実施している。
5	教育課程の編成	教育研究環境の国際化のため外国語のみによる授業、海外の大学との単位互換又はダブル・ディグリーのいずれかを実施している。
6	留学プログラムの実施	海外の大学等と学生の交流や教職員の研修を行うためのプログラムを実施している。
7	帰国留学生のフォローアップ	帰国した外国人留学生のフォローアップのために、帰国留学生の同窓会などの組織化支援、活動支援を実施している。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

② 留学生に対する授業料減免

〔対 象〕

当該年度の4月1日から3月31日までの間に、経済的に修学困難な次の①及び②に該当する外国人留学生を対象とした授業料（入学料は除く。）減免等の給付事業を、選考方法、選考基準等が明記された規程等に基づき実施している大学等。

① 当該年度5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者（平成22年7月1日改正の出入国管理及び難民認定法の施行に伴う経過措置により「就学」の在留資格のまま在籍している者を含む。）、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、当該年度5月1日現在で当該資格の在留期間更新許可申請を行っている者。

② 当該年度5月1日現在で、大学等の正規課程（学部等及び研究科）又は留学生別科に在籍する者。ただし、次のア又はイに該当する者は除く。

ア 当該年度5月1日現在で、休学中の者の休学期間が、継続して1年以上となることが明らかな者

イ 当該年度5月1日現在で、履修登録していない者の未登録期間が継続して1年以上となることが明らかな者

〔算定方法〕

授業料減免等の対象者数に表9に掲げる単価を乗じた額に、当該大学等の授業料減免等の対象者に係る平均の授業料減免率を乗じて得た額を増額する。

ただし、30,000千円を限度とする。

表9

区 分	単 価
大 学	150 千円
短 期 大 学	100 千円
高 等 専 門 学 校	50 千円

(6) 学生の視野を広げ、国際感覚を養う教育改革の取組み

[対 象]

日本人学生の視野を広げ、国際感覚を養成するため、当該年度9月30日現在で、表10に掲げる区分の取組みのいずれかを実施している大学等。ただし、区分2についてはアからウのうち2以上、区分3についてはアからエのうち2以上を実施している場合に限り当該区分での対象とする。

[算定方法]

表10に掲げる各区分の取組みの当該年度9月30日現在における実施件数(区分2についてはアからウを、区分3についてはアからエを、それぞれ複数実施している場合であっても、区分ごとに1件とする。)に1件当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

表10

区 分		取 組 み	
1	グローバル化に対応した入試の実施	TOEIC、TOEFL、IELTS、実用英語技能検定などの外国語の能力測定等において4技能（読む、書く、聞く、話す）で高い評価を受けている者や、国際バカロレア（IB）において優秀な成績を収めた者、高校時代に海外留学経験を有する者など、語学力や国際性の点で特に優秀であると考えられる日本人生徒を対象に、入学者選抜上特別な配慮を講じている。	
2	国際感覚を養うカリキュラムの実施	ア	外国語のみによる授業であって、ディスカッションやプレゼンテーションを交えて行う授業科目を開講している。
		イ	日本人学生と外国人留学生と一緒に学び交流を深める、多国籍の学生参加型の合同授業を正課の授業科目として開講している。
		ウ	日本人学生に対し、在学中の海外留学（1か月以上）を必修化している。
3	グローバルな環境での就職・活躍を目指した支援	ア	海外でのインターンシップを実施している。
		イ	外国に所在する企業などグローバルな環境での就職のための求人情報を収集・提供している。
		ウ	就職・留学を見据えた学内でのTOEIC・TOEFL等試験の対策講座を実施している。
		エ	留学中の学生に対する修学支援又は卒業後の海外留学に係る修学支援を実施している。

IV 大学院等の機能の高度化への支援

1 大学院における研究の充実

[対 象]

大学院における研究の充実のため、次の①又は②に該当する研究科（通信教育課程は除く。）を設置する大学。

- ① 当該年度5月1日現在で研究科に在籍している正規学生の人数が10人以上であること。
- ② 研究科に係る研究実績について、次のアからウの件数の合計が10件以上であること。
 - ア 当該年度5月1日現在で当該研究科を担当する専任教員が主体となつて行う研究が、平成23年度に科学研究費補助金（文部科学省及び日本学術振興会から交付されたもの）に新規採択された件数（研究分担者として採用されたものは除く。）。なお、当該教員が新規採択時点で他大学等に在籍していた場合についても件数に含む。
 - イ 当該研究科に係る研究内容に関して、平成23年度に当該大学が出願者となり特許を取得又は出願（研究者個人が特許出願した場合で当該大学に権利が継承される場合やTLO（技術移転機関）を通じて出願した場合を含む。）した件数。
 - ウ 当該年度5月1日現在で当該研究科を担当する専任教員（当該研究科が設置する研究チーム等を含む。）が過去に発表した学術論文が、平成23年度中に国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等で他の研究者等から引用されている件数。

[算定方法]

- ① 対象となる研究科の学生数を当該大学の大学院全体（収容定員が0の専攻は除く。）の学生数で除して得た率を、大学院を担当する専任教員数に乗じた人数（A）を算出する。
- ② （A）に教員1人当たり100千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （B）の額に、表11により当該大学の女性研究者支援の取組み状況及び女性研究者の在籍状況を基に算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表12により得られる調整率を乗じて得た額を増額する。

表11

区 分		取 組 み	点 数
1	柔軟な勤務体制の構築 (1点満点)	女性研究者の研究と出産・育児等との両立のため、育児休業の取得、短時間勤務、所定外労働の制限等について、育児・介護休業法の基準より柔軟な勤務体制を構築している。	1点
2	相談体制の整備 (1点満点)	女性研究者の研究活動の継続のため、カウンセラーの配置、相談室の設置等の相談体制を整備している。	1点
3	女性研究者の在籍状況 (当該年度5月1日現在の研究科における在籍割合) (2点満点)	在 籍 率	点 1 2
		以上 未満 30.0% ～ 30.0%	

(注) 区分3については、該当がない場合は0点とする。

表12

点 数	調 整 率
0 ～ 1点	100%
2 ～ 3	110
4	120

2 研究施設運営支援

[対 象]

大学院等の機能の高度化を促進するため、次の①及び②に該当する研究施設を設置している大学等。

- ① 恒常的に研究活動を実施するため、次のアからエのすべてに該当する組織上独立した研究施設であること。
- ア 当該年度5月1日現在で、当該研究施設専任の教員が配属されていること。ただし、当該研究施設専任の教員が配属されていない場合は、当該研究施設を兼任している教員が5人以上おり、かつ当該研究施設に専任職員が1人以上配属されていること。
- イ 当該年度4月1日現在で、設置後3年以上経過していること。
- ウ 当該研究施設の設置に関する規程があること。
- エ 研究施設での研究成果を集録した紀要等を作成していること。
- ② 当該研究施設に係る当該年度の所要経費が、大学は1,000千円以上、短期大学及び高等専門学校は600千円以上であること。ただし、所要経費のうち、教育研究用機器備品費の占める割合は90%以内であること。

[算定方法]

当該研究施設における研究に係る所要経費に基づき、表13により増額する。

表13

所 要 経 費		増 額	所 要 経 費		増 額
以上	未満 千円	千円	以上	未満 千円	千円
600	～ 1,000	300	36,000	～ 38,000	18,000
1,000	～ 2,000	500	38,000	～ 40,000	19,000
2,000	～ 3,000	1,000	40,000	～ 42,000	20,000
3,000	～ 4,000	1,500	42,000	～ 44,000	21,000
4,000	～ 5,000	2,000	44,000	～ 46,000	22,000
5,000	～ 6,000	2,500	46,000	～ 48,000	23,000
6,000	～ 7,000	3,000	48,000	～ 50,000	24,000
7,000	～ 8,000	3,500	50,000	～ 52,000	25,000
8,000	～ 9,000	4,000	52,000	～ 54,000	26,000
9,000	～ 10,000	4,500	54,000	～ 56,000	27,000
10,000	～ 12,000	5,000	56,000	～ 58,000	28,000
12,000	～ 14,000	6,000	58,000	～ 60,000	29,000
14,000	～ 16,000	7,000	60,000	～ 62,000	30,000
16,000	～ 18,000	8,000	62,000	～ 64,000	31,000
18,000	～ 20,000	9,000	64,000	～ 66,000	32,000
20,000	～ 22,000	10,000	66,000	～ 68,000	33,000
22,000	～ 24,000	11,000	68,000	～ 70,000	34,000
24,000	～ 26,000	12,000	70,000	～ 72,000	35,000
26,000	～ 28,000	13,000	72,000	～ 74,000	36,000
28,000	～ 30,000	14,000	74,000	～ 76,000	37,000
30,000	～ 32,000	15,000	76,000	～ 78,000	38,000
32,000	～ 34,000	16,000	78,000	～ 80,000	39,000
34,000	～ 36,000	17,000	80,000	以上	40,000

3 大型設備等運営支援

[対 象]

大学院等の機能の高度化を促進するため、次の①から③のすべてに該当する大型設備等を保有し、研究活動を行っている大学等。

- ① 当該大型設備等を最初に保有した時点における1個又は1組の購入価格又は寄贈時取得価格（寄贈された機器の受入時の簿価）が30,000千円以上であること。
- ② 当該年度において所有し、かつ教育研究に使用していること。
- ③ 当該大型設備等に係る当該年度の維持費等の所要経費が、大学は1,000千円以上、短期大学及び高等専門学校は600千円以上であること。

[算定方法]

当該大型設備等に係る維持費等の所要経費に基づき、表14により増額する。

表14

所 要 経 費		増 額
以上	未満 千円	千円
600	～ 1,000	300
1,000	～ 2,000	500
2,000	～ 3,000	1,000
3,000	～ 4,000	1,500
4,000	～ 5,000	2,000
5,000	～ 6,000	2,500
6,000	～ 7,000	3,000
7,000	～ 8,000	3,500
8,000	～ 9,000	4,000
9,000	～ 10,000	4,500
10,000	～ 12,000	5,000
12,000	～ 14,000	6,000
14,000	～ 16,000	7,000
16,000	～ 18,000	8,000
18,000	～ 20,000	9,000
20,000	～ 22,000	10,000
22,000	～ 24,000	11,000
24,000	～ 26,000	12,000
26,000	～ 28,000	13,000
28,000	～ 30,000	14,000
30,000	～ 32,000	15,000
32,000	～ 34,000	16,000
34,000	～ 36,000	17,000
36,000	～ 38,000	18,000
38,000	～ 40,000	19,000
40,000	以上	20,000

4 学内施設・設備の共同利用

[対 象]

大学院等の機能の高度化を促進するため、大学間連携等の枠組みを通して他大学等と学内施設・設備の共同利用に供している大学等で、次の①から③のすべてに該当する大学等。

- ① 他大学等との間で、教育若しくは研究を目的として、大学等が所有する施設・設備の利用に関する協定等を締結していること。
- ② 1個又は1組の価格が5,000千円以上の施設・設備を、他大学等の利用に供していること。
- ③ 大学等が所有する施設・設備について、当該年度の4月1日から3月31日までの間に共同利用に供していること。ただし、学内施設・設備については、次のアからエのいずれにも該当しないものであること。
 - ア 図書館
 - イ 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備
 - ウ 通信教育課程のみで所有する施設・設備
 - エ 同一法人が設置する他の大学等の施設・設備

[算定方法]

当該大学等の施設・設備の数に1施設・設備当たり500千円を乗じて得た額を増額する。

5 戦略的研究基盤形成支援

[対 象]

「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」として文部科学大臣の指定を受けた事業を実施し、私立大学における研究基盤形成に取り組む大学。

[算定方法]

当該事業に係る所要経費に基づき、表15により増額する。

ただし、所要経費は「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の構想調書に記載した当該年度の研究費を上限とし、当該事業で実施する研究活動に直接必要な支出のうち、教育研究用機器備品費の占める割合は90%以内であること。

表15

所要経費		増額	所要経費		増額
以上	未満 千円	千円	以上	未満 千円	千円
1,000	～ 2,000	500	55,000	～ 60,000	27,500
2,000	～ 3,000	1,000	60,000	～ 65,000	30,000
3,000	～ 4,000	1,500	65,000	～ 70,000	32,500
4,000	～ 5,000	2,000	70,000	～ 75,000	35,000
5,000	～ 6,000	2,500	75,000	～ 80,000	37,500
6,000	～ 7,000	3,000	80,000	～ 85,000	40,000
7,000	～ 8,000	3,500	85,000	～ 90,000	42,500
8,000	～ 9,000	4,000	90,000	～ 95,000	45,000
9,000	～ 10,000	4,500	95,000	～ 100,000	47,500
10,000	～ 12,000	5,000	100,000	～ 105,000	50,000
12,000	～ 14,000	6,000	105,000	～ 110,000	52,500
14,000	～ 16,000	7,000	110,000	～ 115,000	55,000
16,000	～ 18,000	8,000	115,000	～ 120,000	57,500
18,000	～ 20,000	9,000	120,000	～ 125,000	60,000
20,000	～ 22,000	10,000	125,000	～ 130,000	62,500
22,000	～ 24,000	11,000	130,000	～ 135,000	65,000
24,000	～ 26,000	12,000	135,000	～ 140,000	67,500
26,000	～ 28,000	13,000	140,000	～ 145,000	70,000
28,000	～ 30,000	14,000	145,000	～ 150,000	72,500
30,000	～ 32,000	15,000	150,000	～ 155,000	75,000
32,000	～ 34,000	16,000	155,000	～ 160,000	77,500
34,000	～ 36,000	17,000	160,000	～ 165,000	80,000
36,000	～ 38,000	18,000	165,000	～ 170,000	82,500
38,000	～ 40,000	19,000	170,000	～ 175,000	85,000
40,000	～ 42,000	20,000	175,000	～ 180,000	87,500
42,000	～ 44,000	21,000	180,000	～ 185,000	90,000
44,000	～ 46,000	22,000	185,000	～ 190,000	92,500
46,000	～ 48,000	23,000	190,000	～ 195,000	95,000
48,000	～ 50,000	24,000	195,000	～ 200,000	97,500
50,000	～ 55,000	25,000	200,000	以上	100,000

6 大学間連携等による共同研究

[対 象]

特定の研究課題について大学等の自主性の下にプロジェクトチームを編成し、産業界又は国内外の大学等と、次の①及び②に該当する共同研究を実施している大学等（通信教育課程のみを設置する大学等は除く。）。

- ① 組織的な共同研究環境の整備のため、次のアからウのすべてに該当すること。
 - ア 共同研究の実施にあたり、学内の委員会等で審査し、決定している。
 - イ 共同研究の研究成果を集録した紀要等の作成を義務付けている。
 - ウ 他大学等と共同研究の実施に関し、大学等の決定により協定、覚書等を締結している。
- ② 1 研究課題当たりの当該年度の所要経費が大学は1, 0 0 0 千円、短期大学及び高等専門学校は6 0 0 千円以上であること。ただし、所要経費のうち教育研究用機器備品費の占める割合は9 0 %以内であること。

[算定方法]

当該共同研究に係る所要経費に基づき、表 1 6 により増額する。

表 1 6

所 要 経 費	増 額
以上 未満 千円	千円
600 ～ 1,000	300
1,000 ～ 2,000	500
2,000 ～ 3,000	1,000
3,000 ～ 4,000	1,500
4,000 ～ 5,000	2,000
5,000 ～ 6,000	2,500
6,000 ～ 7,000	3,000
7,000 ～ 8,000	3,500
8,000 ～ 9,000	4,000
9,000 ～ 10,000	4,500
10,000 ～ 12,000	5,000
12,000 ～ 14,000	6,000
14,000 ～ 16,000	7,000
16,000 ～ 18,000	8,000
18,000 ～ 20,000	9,000
20,000 ～ 22,000	10,000
22,000 ～ 24,000	11,000
24,000 ～ 26,000	12,000
26,000 ～ 28,000	13,000
28,000 ～ 30,000	14,000
30,000 ～ 32,000	15,000
32,000 ～ 34,000	16,000
34,000 ～ 36,000	17,000
36,000 ～ 38,000	18,000
38,000 ～ 40,000	19,000
40,000 以上	20,000

7 専門職大学院等支援

[対 象]

高度専門職業人の養成のため、次の①又は②に該当する専門職大学院等を設置する大学。

- ① 学校教育法第99条第2項及び専門職大学院設置基準に定める専門職大学院（法科大学院は除く。）。
- ② 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う大学院の修士課程で、標準修業年限が1年以上2年未満の専攻等（大学院設置基準第3条第3項）。

[算定方法]

- ① 当該専攻（課程）の収容定員（当該年度5月1日現在の在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に1人当たり70千円を乗じた額（A）を算出する。
- ② 当該年度5月1日現在で当該研究科・専攻（課程）の講義・研究指導又は研究を担当する専任教員数に教員1人当たり300千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額に、表17により当該研究科・専攻（課程）の教育研究活動状況を基に算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表18により得られる調整率を乗じて得た額を増額する。

表17

区 分		点 数
1	収容定員に対する社会人学生数の割合 (当該年度5月1日現在) (2点満点)	以上 未満 50% ～ 50%
		1 2
2	担当教員1人当たりの在籍学生数 (当該年度5月1日現在) (4点満点)	以上 未満 12人 ～ 12人
		10人 ～ 10人
		8人 ～ 8人
		6人 ～ 6人
		0 1 2 3 4
3	担当教員数に占める 実務経験のある教員数の割合 (当該年度5月1日現在) (5点満点)	以上 未満 20% ～ 20%
		20% ～ 30%
		30% ～ 40%
		40% ～ 50%
		50% ～
1 2 3 4 5		
4	討論・事例研究・現地調査等の有無 (当該年度5月1日現在) (1点満点)	討論・事例研究・現地調査等の 授業を開講している
1点		
5	専用施設の有無 (1点満点)	研究科・課程の専用施設がある
1点		

(注) 区分1及び3については、該当がない場合は0点とする。

区分2において、在籍学生数が収容定員に満たない場合は収容定員とする。

表18

点 数	調 整 率
0 点	0 %
1	40
2	50
3	60
4	70
5	80
6 ～ 7	90
8 ～ 9	100
10 ～ 11	110
12	120
13	130

8 法科大学院支援

[対 象]

専門職大学院設置基準第18条第1項に定める法科大学院（当該年度に学生募集を行っているものに限る。）を設置する大学。

[算定方法]

- ① 当該研究科の収容定員（当該年度5月1日現在の在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に1人当たり122千円を乗じた額（A）を算出する。
- ② 当該年度5月1日現在で当該研究科の講義・研究指導又は研究を担当する専任教員数に教員1人当たり2,509千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額に、表19により当該研究科の教育研究活動状況を基に算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表20により得られる調整率を乗じて得た額（C）を算出する。
- ④ 正課教育又は入学者選抜試験において優秀な成績を収めた法学未修者に対する授業料減免の対象者数に180千円を乗じた額に、当該研究科の授業料減免の対象者に係る平均の授業料減免率を乗じて得た額（D）を算出する。
- ⑤ （C）及び（D）を合計した額を増額する。ただし、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（平成22年9月16日文科科学省決定）に基づき、前年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満となっている研究科であって、次のア又はイに該当する状況が前年度までに3年以上継続している研究科に係る増額は、法令により配置が義務付けられている実務家教員数に4,000千円を乗じて得た額を（C）及び（D）の合計額から減じたものとする。
ア 新司法試験の合格率が全国平均の半分未満
イ 直近修了者のうち、新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率が全国平均の半分未満

表19

区 分		区 分		点 数	
		以上	未 満		以上
1	収容定員に対する在籍学生数の割合 （当該年度5月1日現在） （5点満点）		70%	130%	0
		70%	76%	124%	1
		76%	82%	118%	2
		82%	88%	112%	3
		88%	94%	106%	4
		94%	106%		5
2	入学者に対する実務等の経験を有する者 又は法学未修者の割合 （当該年度5月1日現在） （2点満点）		未 満		点
			32%	32%	0 2
3	担当教員1人当たりの在籍学生数 （当該年度5月1日現在） （4点満点）		未 満		点
		9人			0
		6人	9人		1
		4人	6人		2
		3人	4人		3
	3人		4		
4	担当教員数に占める実務家教員数の割合 （当該年度5月1日現在） （4点満点）		未 満		点
			20%	20%	0
		20%	40%		2
		40%		4	

（注）区分3において、在籍学生数が収容定員に満たない場合は収容定員とする。

表20

点 数	調 整 率	点 数	調 整 率
0 点	50 %	9 ～ 10 点	110 %
1	60	11 ～ 12	120
2	70	13	130
3 ～ 4	80	14	140
5 ～ 6	90	15	150
7 ～ 8	100		

9 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実

(1) 教育組織の高度化（専攻科）支援

〔対 象〕

短期大学及び高等専門学校の教育組織の高度化のため、当該年度5月1日現在で、学位規則第6条第1項に定める、独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科を設置している短期大学及び高等専門学校。

(2) 研究支援

〔対 象〕

短期大学及び高等専門学校における研究機能の向上に向けて、当該年度5月1日現在で次の①から⑥のいずれかに該当する取組みを実施している短期大学及び高等専門学校（通信教育課程のみを設置する短期大学及び高等専門学校は除く。）。

- ① 当該短期大学及び高等専門学校の附置施設として研究施設を設置している。
- ② 当該短期大学及び高等専門学校に所属する専任教員が、学外の研究者又は学内の他学科の教員と共同研究を実施している。
- ③ 受託研究を実施している。
- ④ 研究紀要を作成し、学外へ配布又は公表している。
- ⑤ 特許等（特許、商標、意匠、実用新案等の知的財産権）を取得又は出願している。
- ⑥ 専任教員の執筆した学術論文が学術誌等に掲載されている。

《（1）及び（2）に係る算定方法》

- ① 教育組織の高度化（専攻科）支援については、当該専攻科の収容定員（在籍学生数（当該年度5月1日現在）が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に基づき、表21により（A）を算出する。
- ② 研究支援については、当該短期大学及び高等専門学校ごとに、配分基準Ⅱの1により算出された当該専任教員等の人数に教員等1人当たり30千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額を増額する。

表21

在 籍 学 生 数	増 額
人	千円
1 ～ 20	500
21 ～ 40	1,000
41 以上	1,500

V 未来経営戦略推進経費

1 未来経営戦略推進経費

[対象]

学校規模の適正化、他機関（地方公共団体等）の人的・物的資源を活用するなど、経営改善に向けた計画を作成し、理事会の承認を得て実施する次の①から③に該当する大学等。

① 次のア又はイに該当する内容の経営改善計画を策定している大学等であること。

ア 地方公共団体等と密接に連携し、地域社会等のニーズを反映した計画

イ 学校法人又は大学等の合併・統合を前提とした計画

② 平成23年度の私立大学等経常費補助金において、取扱要領及び配分基準に定める次のアからオのいずれの減額措置等も受けていない大学等であること。

ただし、学校法人又は大学等の合併・統合について、共同で経営改善計画を策定する大学等、及び東日本大震災により被災し、中長期的な見通しの下で、安定的・継続的な教育研究環境の保障を図る取組みを実施している大学等（岩手県、宮城県又は福島県に所在し、教育研究活動を継続している大学等に限る。）については、アの措置を受けていない大学等であること。

ア 取扱要領4の（1）による減額又は不交付措置

イ 教員給与指数又は職員給与指数による補正

ウ 当該大学等を設置する学校法人の収入超過状況による補正

エ 専任教員等及び専任職員の年間給与費の額の状況等による補正若しくは減額

オ 寄付金支出による減額

③ 次のアからウのいずれにも該当しない大学等であること。

ただし、学校法人又は大学等の合併・統合を前提とした経営改善計画を策定する大学等、及び東日本大震災により被災し、中長期的な見通しの下で、安定的・継続的な教育研究環境の保障を図る取組みを実施している大学等（岩手県、宮城県又は福島県に所在し、教育研究活動を継続している大学等に限る。）については、イ及びウに該当しない大学等であること。

ア 学部・学科の収容定員（未完成・募集停止を含み、通信教育課程は除く。）が2,000人を超えている。

イ 大学等の設置後、完成年度を超えたことにより、当該年度に初めて私立大学等経常費補助金の交付対象となる。

ウ 通信教育課程のみを設置している。

[審査委員による審査]

採択校の選定にあたっては、特別補助審査委員による審査を行う。

採択校に対しては、原則として連続する5か年度を限度に支援を継続する。ただし、採択年度を含め3か年度を経過した後に中間評価を実施する。

[算定方法]

当該大学等の採択された年度における収容定員に基づき、表22により増額する。ただし、採択年度に、同一法人内において複数の大学等が採択された場合（平成20年度に「定員割れ改善促進特別支援経費」に採択された場合を含む。）は、表22の増額について所要の調整を行うことができるものとする。

また、中間評価の結果により所要の調整を行う。

表22

収容定員	増額
1 ～ 200 人	10,000 千円
201 ～ 500	12,000
501 ～ 1,000	14,000
1,001 ～ 1,500	16,000
1,501 ～ 2,000	18,000
2,001 以上	20,000

※ 未来経営戦略推進経費（継続分）

[対象]

平成21年度から23年度の間「未来経営戦略推進経費」の採択を受けた大学等で、当該年度において改善計画を継続して実施する大学等。

[審査委員による審査]

1の未来経営戦略推進経費を準用する。

[算定方法]

1の未来経営戦略推進経費を準用する。

※ 定員割れ改善促進特別支援経費（継続分）

[対 象]

平成20年度に「定員割れ改善促進特別経費」の採択を受けた大学等で、当該年度において改善計画を継続して実施する大学等。

[審査委員による審査]

1の未来経営戦略推進経費を準用する。

[算定方法]

1の未来経営戦略推進経費を準用する。

2 経営基盤強化に貢献する先進的な取組み

[対 象]

他大学においてモデルとなる先進性を秘めた特色あるガバナンス改革等を実施して一定の成果を上げており、全学的に組織改革及び意思決定過程全般の見直し・強化等に関する取組みを実施することにより、経営基盤強化が期待できる大学等で、次の①から⑧のすべてに該当する大学等。

- ① 当該大学等が実施する取組みについて理事会で承認され、かつ取組みの実施にあたって、学内で共通認識が形成されていること。
- ② 平成22年度から24年度までのすべての年度において、昼間部の学部・学科（未完成を含む。）の志願倍率が1.2倍以上であること。
- ③ 平成23年度の私立大学等経常費補助金において、取扱要領及び配分基準に定める、次のアからウのいずれの減額措置等も受けていないこと。
 - ア 取扱要領4の（1）による減額措置又は不交付措置
 - イ 当該大学等を設置する学校法人の収入超過状況による補正
 - ウ 情報の公表の実施状況のうち、教育研究上の基礎的な情報による補正
- ④ 平成24年度の私立大学等経常費補助金において、情報の公表の実施状況のうち、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等及び財務情報による補正を受けていないこと。
- ⑤ 平成19年度若しくは20年度に「定員割れ改善促進特別支援経費」、又は平成21年度から23年度までの間に「未来経営戦略推進経費」に採択されていないこと。
- ⑥ 平成24年度に「未来経営戦略推進経費」に申請していないこと。
- ⑦ 大学等の設置後、完成年度を超えたことにより、当該年度が初めての私立大学等経常費補助金の交付対象でないこと。
- ⑧ 通信教育課程のみの設置でないこと。

[審査委員による審査]

採択校の選定にあたっては、特別補助審査委員による審査を行う。

[算定方法]

採択された大学等1校当たり10,000千円を増額する。

VI 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実

1 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実

(1) 授業料減免事業等支援経費

[対 象]

経済的に修学困難な学生（外国人留学生は除く。）に対し、次の①から③のすべてに該当する入学料・授業料減免等の給付事業又は次の①及び②に該当する金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業を実施している大学等。

ただし、被災する等、緊急、かつやむを得ない場合には、次の①及び②の要件を規程等に明記していない場合であっても、授業料減免事業等として決裁等の手続きにより措置したものについては、当該要件に該当するものとする。

- ① 事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には経済的に修学困難な学生の入学料・授業料減免等に係る選考基準が明記されていること。
- ② 学内において、選考委員会等が設置されていること。
- ③ 次のア又はイの家計基準（主たる家計支持者（学生本人の父母又はこれに代って家計を支えている者をいう。以下同じ。）の収入金額で、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。）に該当する学生に対する事業であること。
 - ア 給与所得者 841万円以下
 - イ 給与所得者以外 355万円以下

(2) 学生の経済的支援体制等の充実

[対 象]

経済的事情により修学が困難な学生に対し、経済的支援体制を充実させ、学生の修学機会の拡大に組織的に取組み、当該年度9月30日現在において、表23に掲げる経済的支援体制の整備のいずれかを実施している大学等。

表23

区 分		取 組 み
1	自治体、商工会議所、同窓会等と連携した奨学制度	自治体、商工会議所、同窓会等と連携した奨学制度を実施している。
2	学内・学外でのワークスタディ制度	大学等が主体となり経済的に修学が困難な学生を対象とした学内・学外でのワークスタディ制度を実施している。
3	ファイナンシャル・プランナー等の相談員の配置	経済的に修学が困難な学生に対して経済上の相談等を行うため、ファイナンシャル・プランナー等の有資格者の相談員を配置している。
4	授業料等の納付期限延長（延納）制度	経済的に修学が困難な学生に対して授業料等の納付期限延長（延納又は通常の前期・後期以上の分割）制度を実施している。

(注)各区分において、複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

(3) 卓越した学生に対する授業料減免等事業

[対 象]

成績優秀者など卓越した学生に対し、次の①から③のすべてに該当する授業料（入学金は除く。）減免等の給付事業又は金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業を実施している大学等。

- ① 事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には成績優秀者など卓越した学生に係る授業料減免等の選考基準が明記されていること。
- ② 学内において、選考委員会等が設置されていること。
- ③ 次のア又はイに該当する学生に対する事業であること。
 - ア 正課教育において優秀な成績を収めている者
 - イ 授業の出席状況、単位の取得状況など、正課教育の成績状況も考慮しつつ、課外活動等において特に活躍が認められ、他の学生の模範となると認められる者

《(1) から (3) に係る算定方法》

- ① 授業料減免事業等支援経費については、当該事業に係る所要経費の1/2以内で10千円単位の額(A)を算出する。
- ② 学生の経済的支援体制等の充実については、表23に掲げる取組みに1件当たり100千円を乗じて得た額(B)を算出する。
- ③ 卓越した学生に対する授業料減免等事業については、表24により当該大学等の収容定員に基づき算出した対象人数を上限に、当該事業に係る所要経費の2/3以内の額(C)を算出する。
- ④ (A)、(B)及び(C)の合計額を増額する。

表24

収 容 定 員	対 象 人 数
以上 未満 ～ 3,000 人	1 人
3,000 ～ 10,000	2
10,000 ～ 20,000	3
20,000 ～	5

2 私立大学奨学事業支援経費

[対 象]

平成18年度以前に学校法人が事業団から資金を借り入れて実施した私立大学奨学事業に係る債務のある大学。

[算定方法]

私立大学奨学事業に係る貸付金の額を基礎として、当該年度の前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間において貸付契約に基づく利率により算出した額として、大学ごとに支出した額を増額する。

Ⅶ 東日本大震災に係る支援

1 授業料減免事業等支援経費（震災分）

[対 象]

東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった学生に対し、次の①及び②に該当する入学料・授業料減免等の給付事業又は金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業を実施している大学等。

① 被災により経済的に修学困難な学生の学費減免等の選考基準を明記した規程等が整備されていること。

なお、「経済的に修学困難な学生」とは、次のアからエのいずれかに該当する者であること。

ア 東日本大震災により家計支持者が死亡若しくは行方不明であること、又は長期療養中若しくは重度の障がいを負っていること。

イ 家屋が全半壊や流出等の損壊を受け、又は浸水等の被害を受けたこと。

ウ 原子力発電所の事故に伴い、経済的に困窮していること、又は避難生活等を余儀なくされていること。

エ アからウのほか、震災に伴い主たる家計支持者が失業するなどして、著しい家計急変があり、学費納入が困難であること。この場合、当該家計支持者の収入金額は、給与所得者である場合は、源泉徴収票の支払金額が841万円以下、給与所得者以外である場合は、確定申告書等の所得金額が355万円以下とする。

② 学内において、選考委員会等が設置されていること。

[算定方法]

当該事業に係る所要経費の2/3以内の額を増額する。

2 被災私立大学等復興特別補助

[対 象]

東日本大震災により被災し、当該地域を含む周辺地域が未だ復興途上にあり不安定であることから、中長期的な見通しの下で、安定的・継続的な教育研究環境の保障を図るため次の①から③のいずれかの取組みを実施している大学等（岩手県、宮城県及び福島県内に所在し、教育研究活動を継続している大学等に限る。）。

① 安心・安全な教育研究環境の整備に向けた取組み

② 学生が安心して学べる環境の整備に向けた取組み（平成25年度入学志願者に対する入学試験に係る配慮を含む。）

③ 教育活動の継続に向けた取組み

[算定方法]

①から③の取組みに係る所要経費を増額する。また、平成25年度入学志願者に対する入学試験に係る配慮を行っている場合は、3,500千円を増額する。